

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局 長 米 山 篤 史

住宅リフォームの訪問販売・電話勧誘販売における過量販売規制について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 消費者庁による「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」の策定等について（周知）（令和4年6月29日 住宅関係団体宛国土交通省住宅局住宅生産課）  
（概要）訪問販売・電話勧誘販売に該当する住宅リフォームは特定商取引法の規制対象になり、過量販売があった場合は行政処分の対象になる。消費者庁は「特定商取引に関する法律の施行について」を改正し、過量販売（必要以上のリフォーム工事を勧誘するような場合）に該当する場合の考え方を示した。  
(2)（別添1）「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」の新規策定に伴う通達改正について（令和4年6月22日 消費者庁取引対策課）  
(3)（別添2）パンフレット（事業者向け／消費者向け）  
(4)（別添3）消費者庁による「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」の策定等について（周知）（令和4年6月28日 都道府県・政令指定都市住宅生産行政担当部局宛国土交通省住宅局住宅生産課）  
(5)（参考）訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方（令和4年6月22日 特定小取引法に関する法律等の施行について 別添5）  
※(4)と(5)は全住協HPにも掲載。
2. 参 考 H P (1) 訪問販売等による悪質な住宅リフォームに関する消費者トラブルへの対策について（消費者庁）  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029218/>  
(2) 特定商取引法（消費者庁）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/)
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田  
TEL 03-3511-0611

以 上